

## 第2 2024年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

### 市町村等の2024年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が2007年6月に公布され、地方公共団体は、2007年度決算から4つの健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率を算定し、議会へ報告するとともに公表することが義務付けられた。

愛知県内市町村等の2024年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、次のとおり。

#### 1 健全化判断比率の概要（市町村別比率は統計資料第26表を参照）

財政の健全化性等を判断するための健全化判断比率の4指標全てについて、2023年度決算と同様に、県内市町村で早期健全化基準を上回る団体はありません。

- (1) 実質赤字比率（財政規模に対する一般会計等の赤字額の比率）  
全市町村において赤字額なし。
- (2) 連結実質赤字比率（財政規模に対する全会計に係る赤字額の比率）  
全市町村において赤字額なし。
- (3) 実質公債費比率（財政規模に対する一般会計等が負担する元利償還金等の比率）  
早期健全化基準(25%)を上回る市町村はなし。
- ・2023年度から上昇した団体 38団体
  - ・2023年度から低下した団体 10団体
  - ・2023年度から増減のない団体 6団体
- (4) 将来負担比率（財政規模に対する公営企業・出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的負債の比率）  
早期健全化基準(350% 名古屋市は400%)を上回る市町村はなし。
- ・2023年度から上昇した団体 20団体
  - ・2023年度から低下した団体 6団体(※)
- ※ 2024年度決算において将来負担比率が生じていない3団体を含む。
- ・2023年度から引き続き将来負担比率が生じていない団体 28団体

<各比率の基準>

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	11.25%～15% (※)	20%
連結実質赤字比率	16.25%～20% (※)	30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	350% (名古屋市は 400%)	—

※ 各団体の財政規模に応じて異なる。

2 資金不足比率の概要 (市町村等別比率は統計資料第 27 表を参照)

県内市町村、一部事務組合の公営企業会計における資金不足比率 (※) については、全 157 会計において経営健全化基準 (20%) を上回る会計はありません。

※資金不足比率：公営企業会計ごとの事業の規模に対する資金不足額の比率

○資金不足比率が生じている会計はなし。(2023 年度 0 会計)

3 財政健全化計画等の策定について

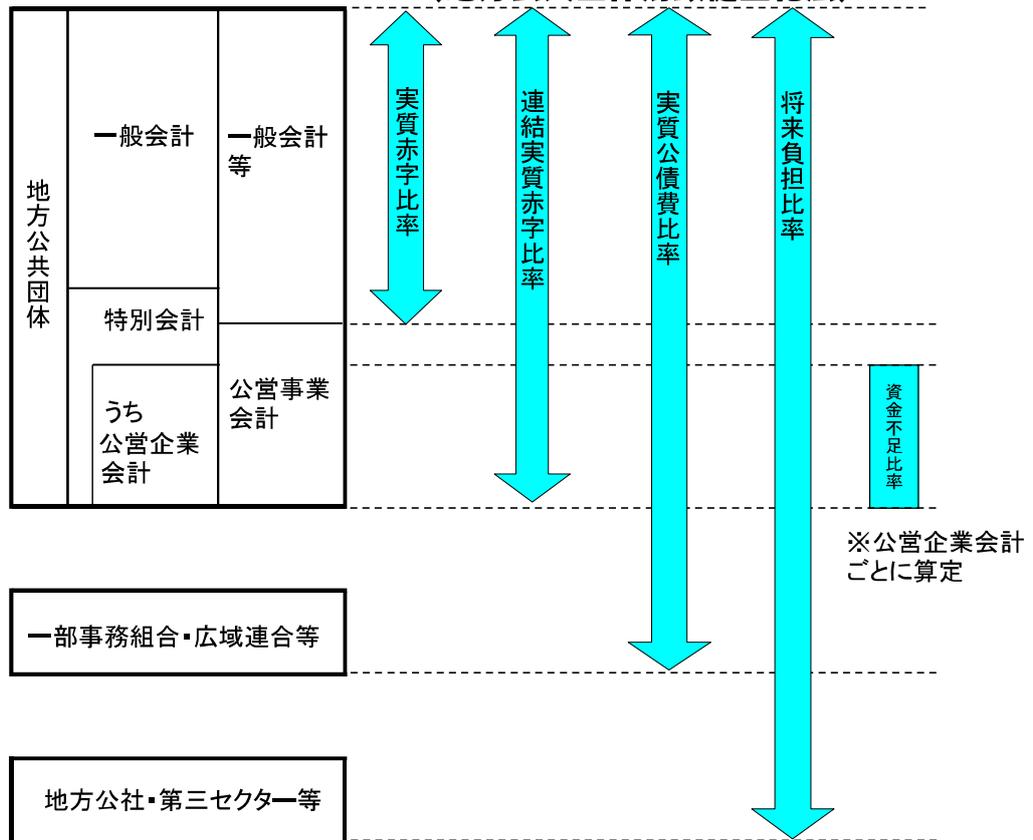
県内市町村等の全団体に財政健全化計画等を策定する必要はありません。

※ 地方公共団体は 4 つの健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には「財政健全化計画」を、資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には「経営健全化計画」をそれぞれ策定し、自主的かつ計画的に財政又は経営の健全化に取り組むことが定められています。

さらに、健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には「財政再生計画」の策定が義務付けられ、国の関与のもとに、財政の再生に取り組むこととなっています。

# 健全化判断比率等の対象について

(地方公共団体財政健全化法)



## 財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ

